

○横浜市老人福祉施設条例

昭和 38 年 12 月 25 日

条例第 43 号

注 昭和 61 年 2 月から改正経過を注記した。

横浜市老人福祉施設条例をここに公布する。

横浜市老人福祉施設条例

(設置)

第 1 条 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号。以下「法」という。)第 15 条の規定に基づき、本市に老人福祉施設(以下「施設」という。)を次のように設置する。

種類	名称	位置
養護老人ホーム・ 特別養護老人ホーム・老人介護支援センター	横浜市新橋ホーム	横浜市泉区
養護老人ホーム	横浜市恵風ホーム	横浜市保土ヶ谷区
同	横浜市名瀬ホーム	横浜市戸塚区
特別養護老人ホーム	横浜市天神ホーム	横浜市南区
同	横浜市浦舟ホーム	同
老人福祉センター	横浜市鶴寿荘	横浜市鶴見区
同	横浜市うらしま荘	横浜市神奈川区
同	横浜市野毛山荘	横浜市西区
同	横浜市麦田清風荘	横浜市中区
同	横浜市南寿荘	横浜市南区
同	横浜市蓬莱荘	横浜市港南区
同	横浜市狩場緑風荘	横浜市保土ヶ谷区
同	横浜市福寿荘	横浜市旭区
同	横浜市喜楽荘	横浜市磯子区
同	横浜市晴嵐かなざわ	横浜市金沢区
同	横浜市菊名寿楽荘	横浜市港北区
同	横浜市緑ほのぼの荘	横浜市緑区
同	横浜市ユートピア青葉	横浜市青葉区
同	横浜市つづき緑寿荘	横浜市都筑区
同	横浜市戸塚柏桜荘	横浜市戸塚区

同	横浜市翠風荘	横浜市栄区
同	横浜市泉寿荘	横浜市泉区
同	横浜市瀬谷和楽荘	横浜市瀬谷区

(昭 61 条例 3・昭 61 条例 48・昭 62 条例 43・昭 62 条例 57・昭 63 条例 41・昭 63 条例 65・平 2 条例 8・平 5 条例 5・平 6 条例 46・平 7 条例 8・平 7 条例 66・平 8 条例 62・平 9 条例 46・平 9 条例 56・平 11 条例 12・平 16 条例 11・一部改正)

(定員)

第 2 条 施設の定員は、規則で定める。

(事業)

第 3 条 養護老人ホームは、法第 11 条第 1 項第 1 号の措置に係る者への入所による養護を行う。

2 特別養護老人ホームは、次の事業を行う。ただし、第 1 号の事業は、横浜市新橋ホームにおいてのみ行う。

(1) 法第 10 条の 4 第 1 項第 2 号の措置に係る者、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 7 項に規定する通所介護(以下「通所介護」という。)、同条第 16 項に規定する認知症対応型通所介護(以下「認知症対応型通所介護」という。)、同法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護(以下「介護予防通所介護」という。)又は同条第 15 項に規定する介護予防認知症対応型通所介護(以下「介護予防認知症対応型通所介護」という。)を受ける者その他市長が必要と認める者(その者を現に養護する者を含む。)への通所による便宜の供与

(2) 法第 10 条の 4 第 1 項第 3 号の措置に係る者、介護保険法第 8 条第 9 項に規定する短期入所生活介護(以下「短期入所生活介護」という。)又は同法第 8 条の 2 第 9 項に規定する介護予防短期入所生活介護(以下「介護予防短期入所生活介護」という。)を受ける者その他市長が必要と認める者への短期間の入所による養護

(3) 法第 11 条第 1 項第 2 号の措置に係る者又は介護保険法第 8 条第 24 項に規定する介護福祉施設サービス(以下「介護福祉施設サービス」という。)を受ける者への入所による養護

3 老人介護支援センターは、次の事業を行う。

(1) 主として居宅において介護を受ける高齢者及びその者を現に養護する者への法第 20 条の 7 の 2 に規定する援助

(2) 介護保険法第 8 条第 21 項に規定する居宅介護支援(以下「居宅介護支援」という。)

4 老人福祉センターは、次の事業を行う。ただし、第 2 号の事業は、横浜市野毛山荘及び横浜市戸塚柏桜荘においてのみ行う。

(1) 市内に居住する高齢者等への法第 20 条の 7 に規定する各種の相談並びに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための総合的な便宜の供与

(2) 法第 10 条の 4 第 1 項第 2 号の措置に係る者、通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護を受ける者その他市長が必要と認める者(その者を現に養護する者を含む。)への通所による便宜

## の供与

(平 12 条例 39・全改、平 16 条例 11・平 18 条例 25・一部改正)

(指定管理者の指定等)

第 4 条 次に掲げる施設の管理に関する業務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 施設の建物及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定める業務

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、施設の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

5 前 3 項の規定にかかわらず、指定管理者の指定の期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合で、指定管理者として指定されているもの(以下「現指定管理者」という。)から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者が当該施設の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められるときは、現指定管理者を指定管理者として指定することができる。

(平 16 条例 11・追加・一部改正)

(指定管理者の指定等の公告)

第 5 条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(平 16 条例 11・追加)

(措置に係る費用)

第 6 条 法第 10 条の 4 第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに法第 11 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の措置に要する費用について、市長が負担能力があると認めたときは、本人又はその扶養義務者(民法(明治 31 年法律第 9 号)に定める扶養義務者をいう。)から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

(平 12 条例 39・全改、平 16 条例 11・旧第 4 条繰下)

(利用料金)

第 7 条 施設を利用しようとする者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、次に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

- (1) 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護を受ける者への通所による便宜の供与にあつては、介護保険法の規定により定められた通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又

は介護予防認知症対応型通所介護に係る費用の額

- (2) [第3条第2項第1号](#)及び[同条第4項第2号](#)に規定する市長が必要と認める者への通所による便宜の供与にあっては、要支援者に対する介護保険法の規定により定められた介護予防通所介護に係る費用の額
- (3) 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を受ける者への短期間の入所による養護にあっては、介護保険法の規定により定められた短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護に係る費用の額並びに同法の規定により厚生労働大臣が定める食費及び滞在費の基準費用額
- (4) [第3条第2項第2号](#)に規定する市長が必要と認める者への短期間の入所による養護にあっては、要支援者に対する介護保険法の規定により定められた介護予防短期入所生活介護に係る費用の額並びに同法の規定により厚生労働大臣が定める食費及び滞在費の基準費用額
- (5) 介護福祉施設サービスを受ける者への入所による養護にあっては、介護保険法の規定により定められた介護福祉施設サービスに係る費用の額並びに同法の規定により厚生労働大臣が定める食費及び居住費の基準費用額(介護保険法施行法(平成9年法律第124号)に規定する要介護旧措置入所者にあっては、同法の規定により厚生労働大臣が定める食費及び居住費の特定基準費用額)
- (6) 居宅介護支援を受ける場合にあっては、介護保険法の規定により定められた居宅介護支援に係る費用の額
- (7) 前各号に掲げるもの以外の利用料金については、第1号若しくは第2号の通所による便宜の供与、第3号若しくは第4号の短期間の入所による養護、第5号の入所による養護又は居宅介護支援に要する費用の実費相当額

3 利用料金は、その都度納付しなければならない。ただし、必要があると認める場合は、この限りでない。

4 指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(平12条例39・追加、平16条例11・旧第6条繰下・一部改正、平16条例11・旧第8条繰上・一部改正、平17条例98・平18条例25・一部改正)

(使用の保留又は制限)

第8条 指定管理者は、正当な理由がある場合は、施設の使用を保留し、又は制限することができる。

(平11条例12・全改、平12条例39・旧第5条繰下、平16条例11・旧第7条繰下・一部改正、平16条例11・旧第9条繰上)

(委任)

第9条 この条例に規定するもののほか、施設の管理その他必要な事項は、規則で定める。

(平11条例12・旧第13条繰上、平12条例39・旧第12条繰上、平16条例11・旧第10条繰上)

付 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和45年3月条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 47 年 12 月条例第 72 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 48 年 2 月規則第 9 号により同年同月 13 日から施行)

付 則(昭和 48 年 6 月条例第 39 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 48 年 7 月規則第 109 号により同年同月 17 日から施行)

付 則(昭和 49 年 3 月条例第 5 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、横浜市福寿荘に係る改正規定は、公布の日から施行する。

(昭和 49 年 8 月規則第 108 号により横浜市天神寮に係る改正規定は、同年 9 月 1 日から施行)

附 則(昭和 49 年 6 月条例第 44 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 49 年 7 月規則第 90 号により同年同月 24 日から施行)

附 則(昭和 49 年 8 月条例第 52 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(昭和 49 年 10 月規則第 132 号により第 1 条の改正規定は、同年同月 5 日から施行)

附 則(昭和 49 年 12 月条例第 89 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 51 年 10 月条例第 50 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 51 年 10 月規則第 107 号により同年同月 25 日から施行)

附 則(昭和 52 年 1 月条例第 7 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 52 年 1 月規則第 4 号により同年 2 月 1 日から施行)

附 則(昭和 53 年 12 月条例第 84 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 54 年 3 月規則第 12 号により同年同月 16 日から施行)

附 則(昭和 54 年 6 月条例第 33 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 54 年 8 月規則第 73 号により同年 9 月 1 日から施行)

附 則(昭和 55 年 7 月条例第 45 号)

この条例は、昭和 55 年 7 月 28 日から施行する。

附 則(昭和 55 年 10 月条例第 63 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、横浜市名瀬ホームに係る改正規定は、公布の日から施行する。

(昭和 55 年 11 月規則第 129 号により横浜市瀬谷和楽荘に係る改正規定は同年同月 19 日から、横浜市狩場緑風荘に係る改正規定は同年同月 29 日から施行)

附 則(昭和 56 年 7 月条例第 46 号)

この条例は、昭和 56 年 7 月 27 日から施行する。

附 則(昭和 59 年 7 月条例第 36 号)

この条例は、昭和 59 年 7 月 23 日から施行する。

附 則(昭和 59 年 10 月条例第 47 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 59 年 10 月規則第 112 号により同年 11 月 7 日から施行)

附 則(昭和 59 年 10 月条例第 58 号)

この条例は、昭和 59 年 11 月 5 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 2 月条例第 3 号)

この条例は、昭和 61 年 2 月 10 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 9 月条例第 48 号)

この条例は、昭和 61 年 11 月 3 日から施行する。

附 則(昭和 62 年 3 月条例第 7 号)

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年 9 月条例第 43 号)

この条例は、昭和 62 年 10 月 21 日から施行する。

附 則(昭和 62 年 12 月条例第 57 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 63 年 2 月規則第 8 号により横浜市麦田清風荘に係る改正規定は同年同月 18 日から、横浜市鶴寿荘に係る改正規定は同年 4 月 1 日から施行)

附 則(昭和 63 年 7 月条例第 41 号)

この条例は、昭和 63 年 7 月 25 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 12 月条例第 65 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成元年 2 月規則第 6 号により同年同月 12 日から施行)

附 則(平成 2 年 3 月条例第 8 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 2 年 6 月規則第 52 号により同年同月 14 日から施行)

附 則(平成 5 年 3 月条例第 5 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 5 年 8 月規則第 90 号により同年 9 月 10 日から施行)

附 則(平成 6 年 9 月条例第 46 号)

この条例は、平成 6 年 11 月 6 日から施行する。

附 則(平成 7 年 2 月条例第 8 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 7 年 5 月規則第 67 号により同年同月 9 日から施行)

附 則(平成 7 年 10 月条例第 66 号)

この条例は、平成 7 年 10 月 16 日から施行する。

附 則(平成 8 年 10 月条例第 62 号)

この条例は、平成 8 年 10 月 21 日から施行する。

附 則(平成 9 年 6 月条例第 46 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 9 年 7 月規則第 80 号により同年 8 月 1 日から施行)

附 則(平成 9 年 9 月条例第 56 号)

この条例中、横浜市新橋ホームに係る改正規定は平成 9 年 10 月 1 日から、横浜市ユートピア青葉に係る改正規定は規則で定める日から施行する。

(平成 9 年 9 月規則第 96 号により横浜市ユートピア青葉に係る改正規定は、同年 12 月 2 日から施行)

附 則(平成 11 年 2 月条例第 12 号)

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の表の改正規定中横浜市晴嵐かなざわに係る部分は、平成 11 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月条例第 39 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月条例第 11 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定のうち第 1 条の表の改正規定中横浜市浦舟ホームに係る部分は平成 16 年 7 月 1 日から、第 2 条の規定は規則で定める日から施行する。

(平成 16 年 12 月規則第 101 号により第 2 条の規定は、平成 17 年 1 月 1 日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日になされた横浜市浦舟ホームの管理に関する業務を行わせるものを選定する手続は、第 1 条の規定による改正後の横浜市老人福祉施設条例(以下「新条例」という。)第 4 条第 2 項から第 4 項までの規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の横浜市老人福祉施設条例第 9 条の規定によりその管理に関する事務を委託している老人福祉施設については、地方自治法の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 81 号)附則第 2 条に規定する日までの間は、なお従前の例による。
- 4 前項の規定によりなお従前の例によることとされた老人福祉施設について指定管理者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)を指定する場合は、新条例第 4 条第 5 項の例により、当該老人福祉施設の管理に関する事務を受託しているものを指定管理者として指定することができる。

附 則(平成 17 年 9 月条例第 98 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の横浜市老人福祉施設条例及び第 2 条の規定による改正後の横浜市病院事業の経営する病院条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金及び使用料について適用し、同日前の利用に係る利用料金及び使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 3 月条例第 25 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市老人福祉施設条例第 7 条の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。